

農地中間管理事業について

●事業内容

高齢などを理由に農業をリタイアする農業者などの農地を農地中間管理機構(福島県農業振興公社)が農地の中間的受け皿となり、意欲ある担い手に貸し付けることで、効率的な農地の集積・集約を推進する事業です。
※農地中間管理機構による農地の貸借は、農業振興地域内に限られます。

●支援措置

(1) 地域集積協力金(地域に対する支援)

交付対象地域
地域の話合いにより人・農地プランを作成している地区で、「地域」として定めた農業振興地域内の農地を一定割合以上まとまって農地中間管理機構に貸し付けた地区。
集積・集約化タイプ

区分	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超～40%以下	4%超～15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超～70%以下	15%超～30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超～	30%超～50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

※貸付期間が6年未満の農地は交付対象外(機構の活用率の算定には加える)。
※東日本大震災の津波被災地域及び原発事故による避難区域等は、0.3万円/10a上乗せ。

(2) 経営転換協力金(出し手に対する支援)

- ①交付対象者
経営転換する農業者、リタイアする農業者、相続人で農業経営を行わない者。
- ②交付要件
ア 農地中間管理機構に、全ての自作地を10年以上貸付け、農地中間管理機構から担い手に貸付けられていること。
※ただし、上記の自作地には、「農業振興地域以外の自作地」、「農業振興地域内の10a未満の自作地」、「機構が借り受けなかったまたは貸し付けたものの返還された自作地」を含みません。
イ 遊休農地の所有者はこれを解消すること。

	交付単価	上限額
元年～3年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
4・5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

※経営転換協力金は、5年間で段階的に縮減・廃止。
※4・5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象。

- ③課税の軽減措置
農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた者が対象で、次の期間中は固定資産税の課税額が2分の1に軽減されます。
ア 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には3年間
イ 15年以上の期間で貸し付けた場合には5年間

問 広野町役場 産業振興課 ☎0240-27-4163

地域おこし協力隊通信

皆さん、こんにちは。起業型地域おこし協力隊の大場美奈です。
じゅっとした梅雨が過ぎて夏がやってきました。夏バテには十分に気を付けましょう。さて、今回は6月にオープンしたふたば未来学園内にあるカフェについてです。
メニューの開発や値段の設定まですべて生徒自ら決めて運営をしているふたば未来学園内のカフェふう。もちろんメニューの開発も生徒が行っています。特にふうスペシャルは生徒からもそして地域の方からも大好評です。ぜひ、皆さんもふうスペシャルを飲みふたば未来学園内カフェふうにお越しください。

もちろんその他のメニューも充実しております。生徒たちが作ったケーキや焼き菓子が並びます。こちらも生徒たちが考えて一つ一つ丁寧に作っています。例えば大熊町のキウイをイメージしたショートケーキや、富岡町の桜をイメージして作ったゼリーなどもあります。その他お子さんに人気のプリンなどたくさんご用意しております。ぜひ、ふたば未来学園内カフェふうに遊びに来てください。

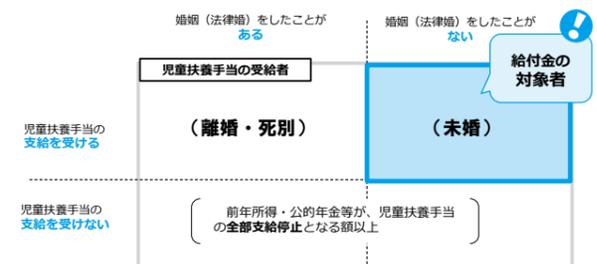


給付金のお知らせ 未婚の児童扶養手当受給者の方に、給付金が支給されます！

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、2019年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

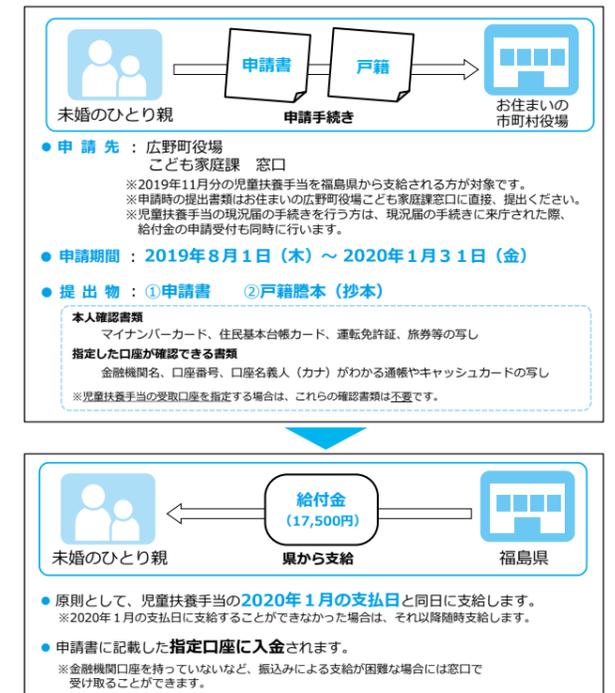
- 支給額 17,500円
- 申請期間 2019年8月1日(木)～2020年1月31日(金)
- 支給時期 原則として、2020年1月に支給



「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。

給付金の支給手続き(基本的な流れ)



問 広野町役場 こども家庭課 ☎0240-27-2115
福島県庁 児童家庭課 ☎024-521-7176

犬の飼い主のみなさんへ

飼い主の努力によりペットの命は守られています。必ず以下の事を守り、ペットが地域社会に受け入れられ健康と安全が守られて生涯を送っていただけるようお願いします。

③犬の放し飼いはやめましょう
犬の放し飼いは禁止されています。また、散歩時には必ずリードをつけて散歩しましょう。

- ①犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう
生後91日以上の子犬には、飼っている自治体への「登録」と「狂犬病予防注射」が義務づけられています。
※「登録」は犬の生涯に1回です
※「狂犬病予防注射」は毎年1回です。

- ②フンの後始末は必ず行いましょう
犬の散歩時にフンをして放置することはやめて下さい。必ず袋を持参しフンを持ち帰りましょう。

※迷い犬を見つけた場合や、飼っている犬が行方不明になった場合は役場までご連絡ください。

